

別紙 1

豊田湖畔公園施設ケビン外壁塗装、屋根点検・補修等業務仕様書

1 業務名

豊田湖畔公園施設 ケビン外壁塗装、屋根点検・補修等業務

2 業務場所

豊田湖畔公園（下関市豊田町大字地吉地内）

3 対象物件

ケビン 2 棟（うさぎ、いのしし）

外壁面積 236 m²（図面上想定） ※実測を優先する。

4 業務内容

①外壁塗装

②屋根点検・補修

③デッキ補修

5 業務期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）12 月 21 日までのうち、下関市及び施設管理者が指定する期間（繁忙期を避けるため）

6 報告

請負人は、業務を完了したときは、遅滞なく報告書を提出し、下関市が指名する者の検査を受けなければならない。

7 検査

下関市は、報告書を受領後、速やかにこれを検査するものとする。請負人は、検査に合格しなかったときは、下関市の指定する期間内にこれを補修しなければならない。なお、補修等に要する費用は、すべて請負人の負担とする。

8 支払

請負人は、7に定める検査に合格したときは、支払請求書を下関市役所豊田総合支所長に提出するものとする。下関市は請負人の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

9 担保責任

引き渡しを受けた後、業務を実施した箇所に不良を発見した場合には、それが下関市の過失による場合を除き、請負人は下関市が指定する期間までにこれを是正・補修するものとする。

10 機密保持

実施期間中及び業務完了後において知り得た機密を漏らしてはいけない。

11 特記事項

- (1) 受託者は、本契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについて、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (3) 本業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

12 その他

- (1) 下関市は必要があると認めたときは、修繕の状況について随時実地に調査し、又は請負人に対して所要の報告書、若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。
- (2) 修繕中に生じた事故等は、すべて請負人の責任において処理、解決するものとする。
- (3) 請負人は、修繕にあたり、第三者（下関市の職員を含む。）に損害を与えたときも、(2)の規定を適用するものとする。

(4) 修繕に必要な一切の設備及び材料については請負人の負担とし、下関市の管理する物件等の使用は、担当者の承諾を得て必要最小限で使用する事ができる。

(5) 請負人は、この仕様書に定める義務を履行しないために、下関市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(6) 修繕中は実施場所周辺環境の保全に十分配慮すること。また、隣接施設等に障害を与えないよう十分注意し、万一発生した場合は、速やかに担当職員へ連絡し、指示に従うこと。

(7) 修繕により廃棄となる部材等は適法な方法により請負人が処分するものとする。

(8) 本仕様書に定めのない項目又はこの仕様等に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議すること。